

熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、総合保養地域整備法（以下「リゾート法」という。）に基づくリゾート基地建設構想を推進し、地域の振興を図ることを目的として設置する熊本県総合保養地域民活導入促進資金（以下「資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付枠)

第2条 資金の貸付枠は、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(貸付対象事業)

第3条 貸付対象事業は、リゾート法に基づく特定施設の整備に関して協定書を取り交わした企業（以下「民間事業者」という。）に売り渡す目的をもって市町村が行った用地取得の事業のうち、市町村が着手してから5年以上経過している事業で、知事が別に定める。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付利率は、無利子とする。
- (2) 償還期間は、貸付日から29年を超えない範囲内（うち、据置期間9年以内を含む。）の期間とする。
- (3) 貸付金の償還は、年賦による均等分割償還の方法によるものとする。
- (4) 知事は、対象となる事業の実情に応じて、貸付限度額、償還期間、償還期日及び年賦償還額の取扱いに関する要領を定めることができるものとする。

(貸付けの方法)

第5条 資金の貸付けは、証書貸付の方法により行うものとする。

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、総合保養地域民活導入促進資金貸付申請書（別記第1号様式）に関係予算の議決を証する書面及び次に掲げる書類を添えて知事の定める日までに提出しなければならない。

- (1) 総合保養地域民活導入促進資金貸付事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 総合保養地域民活導入促進資金貸付事業総括表（別記第3号様式）

(貸付けの決定)

第7条 知事は、前条の規定による貸付け申請があった場合は、その内容を審査のうえ、貸付けを決定し、その旨を総合保養地域民活導入促進資金貸付決定通知書（別記第4号様式）により当該市町村に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた市町村は、総合保養地域民活導入促進資金借用証書（別記第5号様式）及び総合保養地域民活導入促進資金貸付請求書（別記第6号様式）を知事に提出し、資金の貸付けを受けるものとする。

(事業の進ちょく状況報告)

第8条 資金の貸付けを受けた市町村（以下「借入市町村」という。）は、貸付けを受けて行った事業の進ちょく状況を総合保養地域民活導入促進資金貸付進ちょく状況報告書（別記第7号様式）により、翌年度の4月30日までに知事に報告しなければならない。

（実地検査等）

第9条 知事は必要があると認めるときは、借入市町村に対し関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

（繰上償還）

第10条 知事は、借入市町村が貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったとき、並びに償還期間内に民間事業者への売渡しが行われた場合は、貸付金の全部又は一部を繰上げて償還させることができる。

2 借入市町村は、貸付けの全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において、総合保養地域民活導入促進資金繰上償還申出書（別記第8号様式）により繰上償還希望日の30日前までに知事へ提出しなければならない。

3 知事は、第1項及び第2項の規定により繰上償還をさせる場合は、当該額を指定償還期日の10日前までに市町村へ通知するものとする。

（遅延利息の払込み）

第11条 貸付けを受けた市町村は、第4条の規定により償還期日までに償還しなかったとき、又は前条の規定により繰上償還すべき金額を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還した日までの日数に応じ、延滞元利金額を年10.0パーセントの割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。ただし、知事が災害その他やむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（帳簿の備付け）

第12条 知事は、貸付金の管理を適正に行うため、総合保養地域民活導入促進資金貸付台帳（別記第9号様式）を備えるものとする。

2 借入市町村は、総合保養地域民活導入資金借受台帳（別記第10号様式）を備えなければならない。

（雑則）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成6年11月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成16年11月1日から施行する。

2 この要項の施行の際、現に改正前の要項により貸付けを受けている市町村が、当該貸

付けの対象となった貸付条件を変更しようとするときは、総合保養地域民活導入促進資金貸付条件変更申請書（別表一）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、変更後の貸付条件を決定し、その旨を総合保養地域民活導入促進資金貸付条件変更承認通知書（別表二）により当該市町村に通知するものとする。

総合保養地域民活導入促進資金貸付申請書

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

市町村長 (印)

総合保養地域民活導入促進資金の貸付を受けたいので、熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付要項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 _____
- 2 貸付申請額 _____ 千円
- 3 利率 無 利 子
- 4 償還期間 _____ 年 月 日まで
(うち据置期間 _____ 年 月 日まで)
- 5 償還方法 _____ 年賦による均等分割償還

添付資料

- (1) 総合保養地域民活導入促進資金貸付事業計画書 (別記第2号様式)
- (2) 総合保養地域民活導入促進資金申請事業総括表 (別記第3号様式)
- (3) 関係予算の議決を証する書面

別記第2号様式(第6条関係)

熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付事業計画書

団体名	資金名	総合保養地域民活導入促進資金		事業名	本年度		翌年度～(年度)	
		事業内容	金額		事業内容	金額	数量	単価
施行事業	全体計画(着手)	事業内容	金額	事業内容	金額	数量	単価	金額
	事業内容	数量	単価	事業内容	金額	数量	単価	金額
財源内訳	計							
事業の必要性	計							
法規制及び処理状況	事業の進ちよく状況		全体事業	前年度まで	本年度	本年度以降		
	数量	率%						

別記第3号様式 (第6条関係)

総合保養地域民生導入促進資金申請事業総括表

(単位：千円)

市町村名：	実質収支比率：		地方債許可制限比率	前々々々年 前々々々年 前々々々年	%
	経常収支比率：	%			
積立金現在高のうち (年度末現在) 財政調整基金	百万円	減債基金	公債費負担比率 公債費比率 (債務負担含む)	% : 公債費比率	%
事業名	総事業費	財源内訳		申請額	備考
		財	源		
(事業経過)					

事業経過：主要な事柄を時系列的に簡潔に記載すること。

総合保養地域民活導入促進資金貸付決定通知書

第 年 月 日 号

市町村長名 様

熊本県知事



年 月 日付け 第 号で貸付け申請のありました総合保養地域民活導入促進資金について、下記のとおり決定しましたので、熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付要項第7条の規定により通知します。

記

- 1 貸付対象事業名 _____
- 2 貸付決定額 _____ 千円
- 3 利 率 無 利 子
- 4 貸付年月日 _____ 年 月 日
- 5 貸付条件
 - (1) 償還期間 _____ 年 月 日まで
(うち据置期間 _____ 年 月 日まで)
 - (2) 償還方法 年賦による均等分割償還
 - (3) 償還期日 毎年11月22日とする
- 6 請求書提出期限 _____ 年 月 日
- 7 借用証書提出日 貸付日に提出のこと

総合保養地域民活導入促進資金借用証書

金 円也

上記金額を本日、次の事項及び裏面特約条項を承諾のうえ、借用しました。

- 1 資金名 総合保養地域民活導入促進資金
- 2 利率 無利子
- 3 償還期間 年 月 日まで
(うち据置期間 年 月 日まで)
- 4 償還方法 年賦による均等分割償還
- 5 払込期日 毎年11月22日
- 6 償還金の払込場所 熊本県指定金融機関
肥後銀行 支店(出張所)

年 月 日

市町村長



熊本県知事

様

特約条項（熊本県総合保養地域民活導入促進資金）

1 繰上償還

- (1) 借入金は、その全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- (2) 知事は、借入団体が次に掲げる事由に該当するときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。
 - (ア) 貸付金を定められた目的以外に使用したとき。
 - (イ) 貸付の対象となった事業を中止し、又は廃止するとき。
 - (ウ) 償還期間内に民間事業者による買い上げが行われたとき。
 - (エ) 事業の進捗状況を翌年度の4月30日までに報告しなかったとき。
 - (オ) 事業についての実地検査を拒んだとき。
- (3) 繰上償還の場合における払込期日は、知事が定める。

2 延滞利息

- (1) 借入団体は、満期一括償還日における元金の払込を遅延した場合、その額について償還日の翌日から払込みの当日まで、年10パーセントの割合で計算した遅延利息を償還金の払込場所に払い込まなければならない。
- (2) 知事は、借入団体が償還金の全部又は一部を納入しなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができるものとする。

3 その他

- (1) この借入金については、上記のほか、熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付要項の定めるところによる。
- (2) 上記2に規定する延滞利息の計算につき、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

請 求 書

金 額 00,000円

(但し、熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付金として)

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

支出命令者

熊本県知事 様

(注) 請求書の前に「¥」を記入すること。

総合保養地域民活導入促進資金貸付事業進ちょく状況報告書

第 年 月 日
号

熊本県知事 様

市町村長



年事業進ちょく状況について次のとおり報告します。

事業名	事業内容	総事業費 (千円)	支払済額 (千円)	進ちょく 率 (%)	工 期 年 月 ~ 年 月

用地の取得状況について（毎年度3月末日の数値）

	平成 年度末	平成 年度末	平成 年度末	平成 年度末
全体の面積①				
既取得面積②				
取得面積 ③				
②+③=④				
④÷①×100	%	%	%	%

別記第8号様式（第10条関係）

総合保養地域民活導入促進資金繰上償還申出書

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

市町村長

印

熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付要項第10条の規定により、次のとおり繰り上げて償還したいので申し出ます。

借入 年度	借入 年月日	事業名	借入金額 (円)	繰上償還額 (円)	残額 (円)
計					

繰上償還希望日 年 月 日

繰上償還の理由

別記第9号様式 (第12条関係)

総合保養地域民生活導入促進資金貸付台帳

団体名	貸付番号		年 月 日 企立第 号	
貸付金額	貸付決定		年 賦による均等分割償還	年 賦償還額
利率	無利子	延滞利息	%	千円
貸付年月日	年 月 日	償還期間	年 月 日まで (うち据置期間 年 月 日まで)	
事業名		変更期間	年 月 日まで	
償 還 の 状 況				
年度	償 還 日	未 償 還 金	償 還 方 法	償 還 年 月 日
	・		分割償還・繰上償還	延滞日数
	・		分割償還・繰上償還	償 還 額
	・		分割償還・繰上償還	延滞利息額
	・		分割償還・繰上償還	払込年月日

別記第10号様式 (第12条関係)

総合保養地域活導入促進資金借受台帳

借入先		熊本県		借入年月日		団体名	
借入金額				借入証書	年月日	第	号
利率	無利子	延滞利息	年	償還方法	年賦による均等分割償還	年賦償還額	千円
貸付年月日	年 月 日			償還期間	年 月 日まで		
事業名				変更期間	(うち据置期間) 年 月 日まで		
償還の状況				償還顛末			
年度	償還期日	未償還金	償還方法	償還額	延滞日数	延滞利息額	払込年月日
	・		分割償還・繰上償還				・
	・		分割償還・繰上償還				・
	・		分割償還・繰上償還				・
	・		分割償還・繰上償還				・

(別表一)

総合保養地域民活導入促進資金貸付条件変更申請書

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

市町村長 (印)

年 月 日付け 第 号で決定通知のありました総合保養地域民活導入促進資金の貸付条件について下記のとおり変更したいので、熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付要項附則第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 _____
- 2 貸付額 _____ 千円
- 3 利率 無利子
- 4 変更前の貸付条件
- (1) 償還期限 年 月 日まで
- (2) 償還方法 満期一括償還
- 5 変更後の貸付条件
- (1) 償還期間 _____ 年 月 日まで
(うち据置期間 _____ 年 月 日まで)
- (2) 償還方法 年賦による均等分割償還
- (3) 償還期日 毎年11月22日
- (4) 年賦償還額 _____ 千円

添付資料

- 1 変更理由書
- 2 関係予算の議決を証する書面

(別表二)

総合保養地域民活導入促進資金貸付条件変更承認通知書

第 年 月 日 号

市町村長名 様

熊本県知事



年 月 日付け 第 号で申請のありました総合保養地域民活導入促進資金の貸付条件の変更について、下記のとおり承認しましたので、熊本県総合保養地域民活導入促進資金貸付要項附則第3項の規定により通知します。

記

- 1 貸付対象事業名 _____
- 2 貸付額 _____ 千円
- 3 利率 無利子
- 4 貸付年月日 _____ 年 月 日
- 5 新たな貸付条件
 - (1) 償還期間 _____ 年 月 日まで
(うち据置期間 _____ 年 月 日まで)
 - (2) 償還方法 年賦による均等分割償還
 - (3) 償還期日 毎年11月22日
 - (4) 年賦償還額 _____ 千円
- 6 その他 借用証書(別記第5号様式)を速やかに再提出のこと